

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年1月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主復水器細管洗浄装置のボール循環ポンプ（B）入口弁の全開、全閉時に開閉表示用ランプ点灯不良（ランプ両点灯）が認められたため、当該開閉表示回路を点検・修理	D	
2	1号機	主復水器細管洗浄装置のボール循環ポンプ（C）入口弁の全開、全閉時に開閉表示用ランプ点灯不良（ランプ両点灯）が認められたため、当該開閉表示回路を点検・修理	D	
3	1号機	主復水器細管洗浄装置のボール循環ポンプ（D）入口弁の全開、全閉時に開閉表示用ランプ点灯不良（ランプ両点灯）が認められたため、当該開閉表示回路を点検・修理	D	
4	1号機	原子炉建屋4階スキマサージタンク室内のロッカー内保管棚に保管されていたポリ容器2個のうち1個の破損により油が漏えい（約0.49リットル、汚染無し）したため、当該部を拭き取り清掃	C	
5	2号機	プロセス計算機サーバ2系に軽故障表示が認められたため、当該機器を点検・修理	D	
6	2号機	復水脱塩装置（No. 4）脱塩塔の樹脂再生処理時に給復水配管内の溶存酸素濃度が上昇し、復水入口弁または出口弁にシートリークの可能性が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	4号機	タービン建屋1階電気品室局所空調機（B）点検の水抜き作業において、タービン建屋地階に設置した仮設容器より溢水（約52リットル、汚染無し）したため、対応検討	C	
8	4号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）軸受排油配管の流量確認覗き窓部に微量の油にじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	H22.2.3の再審議にて対象機器名の誤記を訂正 (誤)ポンプ(A) ↓ (正)ポンプ(B)
9	5号機	原子炉建屋1階北側二重扉付近の天井部から水のリーク（30秒に1滴程度、汚染無し）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	5号機	換気空調系常用冷却装置（E）の圧縮機（B）の入口圧力、出口圧力及び油圧が通常より低い値を示しているため、当該冷却装置を点検・修理	D	
11	5号機	廃棄物処理系床ドレン廃液中和タンク（A）連絡配管弁（計3台）にシートリークの可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	5号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）の冷却用海水入口配管のベント弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
13	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット建屋ストームドレンサンプポンプの点検において、軸受ブッシュ内径及びシャフト外径の間に管理値外れが認められたため、当該部を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	6号機	主復水器細管洗浄装置給水ポンプ（B）の出口圧力計に指示値不良（スティック）が認められたため、当該圧力計を点検・調整	D	
15	6号機	廃棄物処理系原子炉建屋機器ドレンサンプ（A）出口弁にグランドリーク（10分に1滴程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
16	6号機	廃棄物処理系原子炉建屋機器ドレンサンプ（A）出口弁に動作不良（開不良）が認められたため、当該弁を点検・修理	C	
17	6号機	タービン建屋電気品室換気空調系冷却装置用冷水ポンプ（B）の軸受油補給口のふたがペンキ塗装により固着して開けられないため、当該部を点検・修理	D	
18	集中環境施設	洗濯廃液系洗濯廃液収集ポンプ（A）出口配管のドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
19	集中環境施設	可燃性雑固体焼却設備（B）の雑固体供給機に焼却木材廃棄物が噛み込み停止したため、同供給機を点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで